

ご利用にあたって

このパンフレットは、愛知県社会保障推進協議会(愛知社保協)が発行したものです。掲載された制度の大半が全国共通ですが、一部、愛知県独自の制度が含まれています。従って、愛知県以外の都道府県にお住まいの方は、次の点を考慮してご活用ください。

頁	該当箇所	愛知県	全国(愛知県以外)
10	「介護保険の軽減」 軽減内容のひとつ 目の 印の3行目	田原市、設楽町、豊根村以外の市町村は、初回のみ申請すれば、2回目以降は自動的に口座に振り込まれます。	多くの市町村は、初回のみ申請すれば、2回目以降は自動的に口座に振り込まれます。(お住まいの市町村役場でご確認ください)
11	「障害認定申請」 本文の5行目	医療費については、「 <u>身体障害</u> 」の1級~3級に該当すれば、高齢者は「 <u>福祉給付金支給制度</u> 」の対象となり、 <u>医療費の一部負担は無料になります。(12ページ参照)</u> 高齢者でない一般の方は「 <u>障害者医療費助成制度</u> 」の対象となり、 <u>同様に窓口負担は無料になります。</u>	医療費については、「 <u>障害者医療費助成制度</u> 」の対象となり、 <u>窓口負担が無料または軽減される市町村があります。(お住まいの市町村役場でご確認ください)</u>
12	「福祉給付金支給制度」	この制度は、愛知県独自の制度です。愛知県以外では適用されません。	
14	「国保保険料(税)減免」の表2	低所得者の減免制度実施市町村は、お住まいの市町村役場でご確認ください。	
15	「国保一部負担金の減免」 本文の4行目	例えば、名古屋市・豊橋市・稲沢市・豊明市などでは、 <u>実収入が生活保護基準額の115%以内が免除、130%以内が減額されます。</u> 市町村によって、減免内容が異なります。	左欄の下線部は、愛知県内の例示です。 具体的な実施市町村および減免内容は、お住まいの市町村役場でご確認ください。